

平成 23 年 8 月 30 日

株 主 各 位

東京都千代田区富士見一丁目 11 番 2 号

日本化薬株式会社  
取締役社長 萬 代 晃

## 第 154 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第 154 回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

#### 報告事項

- 第 154 期（平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第 154 期（平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記 1 および 2 の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は、1 株につき金 10 円と決定いたしました。

##### 第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容はつぎのとおりであります。

変更前	変更後
<p>第1条～第4条(条文省略)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条～第15条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第20条(条文省略)</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決定する。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第22条～第36条(条文省略)</p>	<p>第1条～第4条(現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条～第15条(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>第18条～第21条(現行どおり)</p> <p>(取締役会) 第22条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決定する。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第23条～第37条(現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり、萬代晃、高瀬光市、和田州生、山中信行、酒井明、荒木良一、沼達也、鈴木政信の8名が重任され、それぞれ就任いたしました。

### 第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、新たに松田好信が選任され、就任いたしました。

以上

---

本総会終了後開催された取締役会において、取締役萬代晃は取締役社長（代表取締役）に、取締役高瀬光市は代表取締役に再選され、それぞれ就任いたしました。

平成23年8月30日現在の役員体制は次のとおりであります。

#### 【取締役および監査役】

代表取締役社長 社長執行役員	萬代晃
代表取締役 副社長執行役員	高瀬光市
取締役 常務執行役員	和田州生
取締役 常務執行役員	山中信行
取締役 常務執行役員	酒井明
取締役 常務執行役員	荒木良一
取締役 常務執行役員	沼達也
取締役 常務執行役員	鈴木政信
常任監査役（常勤）	浅川幸久
監査役（常勤）	松田好信
監査役（社外監査役）	斎藤昭一
監査役（社外監査役）	太田洋
監査役（社外監査役）	高松泰治

#### 【執行役員】（取締役兼務者を除く）

常務執行役員	森田博美
執行役員	杉山啓道
執行役員	平尾宰
執行役員	福永誠規
執行役員	川藤俊夫
執行役員	下山政行
執行役員	大倉淳二
執行役員	大熊高明
執行役員	南部静洋
執行役員	根岸俊夫
執行役員	橘行雄

以上